

○豊島区介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱

〔平成25年4月1日〕
保健福祉部長 決定

改正	平成19年	4月	1日
全部改正	平成25年	4月	1日
改正	平成30年	3月23日	
改正	令和2年	4月	1日
改正	令和4年	4月	1日
改正	令和7年	3月	3日

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下、「法」という。）第23条、第42条第4項、第42条の3第3項、第45条第8項、第47条第4項、第49条第3項、第54条第4項、第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第4項、第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17及び第115条の27並びに、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年6月22日法律第72号。）の規定による改正前の介護保険法（以下、「旧介護保険法」という。）第112条の規定に基づき、介護保険に係るサービス提供事業者及び介護保険施設等（以下、「介護保険施設等」という。）に対して、豊島区（以下、「区」という。）が行う指導及び監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導及び監査の目的)

第2条 指導及び監査は、介護保険施設等に対して行う介護給付及び予防給付（以下、「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下、「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下、「介護報酬」という。）の請求等に関し、法令、通達及び区が別に定める指導に係る基準（以下、「指導基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより介護給付対象サービスの質の確保と利用者保護及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導及び監査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導及び監査の対象は、次に掲げる介護保険施設等とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (4) 指定居宅介護支援事業者
- (5) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設
- (6) 指定介護予防サービス事業者
- (7) 居宅介護及び介護予防のための住宅改修を行う者等
- (8) 指定介護予防支援事業者
- (9) 上記第1号から第6号まで、及び前号に掲げる者の特例によりサービスを行う者
(指導方針)

第4条 指導は、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに、指導基準等に照らし改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを方針とする。

(指定市町村事務受託法人)

第4条の2 区は、運営指導にあたり、法第23条に基づく文書の提出等について、法第24条の2第1項第1号に規定されている指定市町村事務受託法人に対し、業務の一部を委託することができる。

(指導形態等)

第5条 指導の形態は、次に定めるとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となる介護保険施設等に、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等の方法、または、一定の場所に集めて講習等を行う方法により行う。

(2) 運営指導

次に掲げる指導の対象となる介護保険施設等の事業所において実地に行く、または、対面通信が双方向で可能なオンライン等を活用による方法により行う。

- ① 一般指導 区が単独で行うもの
- ② 合同指導 区が厚生労働省又は東京都等と合同で行うもの

(指導対象)

第6条 指導は、全ての介護保険施設等を対象とする。ただし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については、次に掲げる選定基準及び一定の計画に基づいて実施する。

(1) 集団指導の対象

介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等指導内容に応じて選定する。また、新規指定又は管理者の変更があった介護保険施設等も対象とする。

ただし、第3条第2号、第3号、第4号及び第8号に該当する事業者については、別に定める基準により選定するものとする。

(2) 運営指導の対象

① 一般指導

ア 実施頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度計画的に実施できるよう介護保険施設等を選定する。

イ その他、特に一般指導が必要と認められる介護保険施設等を選定する。

② 合同指導

ア 一般指導の対象とした介護保険施設等の中から選定する。

2 介護保険施設等に対し、都道府県及び他の区市町村が一般指導等を行った結果、特に問題が認められなかった介護保険施設等については、当該年度における運営指導は省略して差し支えないものとする。

(指導の実施方針及び実施計画)

第7条 指導を効率的かつ効果的に実施するため、指導の重点事項及び指導目標等を掲げる指導実施方針（以下、「実施方針」という。）を、毎年度、別に定めるものとする。

2 前項に規定する実施方針に基づき、当該年度の指導班の編成及び運営指導の規模等を含む実施計画を別に作成するものとする。この場合において、運営指導の効率化及び頻度向上を図る観点から、区は、同一所在地又は近隣に所在する事業所に対する運営指導を可能な限り同日又は連続した日程で行うことができるよう配慮しなければならない。

3 前項後段に定める配慮を行ってもなお、十分な運営指導の頻度を確保することが難しい場合には、過去の実地指導等において、運営上特に問題がないと認められる事業所に関しては、集団指導のみとすることを妨げない。

(指導の実施方法)

第8条 指導の実施方法は、次に定めるとおりとする。

(1) 集団指導

① 指導通知

指導対象となる介護保険施設等を決定したときは、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を書面により当該介護保険施設等に対して原則として2か月前までに通知する。

② 集団指導の方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改革内容及び過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。この場合において、集団指導に参加しなかった介護保険施設等には、当日使用した必要書類を送付する等必要な情報提供に努めるとともに、オンライン等の活用による動画の配信等の方法による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認するよう努める。

(2) 運営指導

① 実施通知

指導の対象となる介護保険施設等を決定したときは、原則として1か月前までに当該介護保険施設等に対し、運営指導の根拠規定、目的、日時場所、指導担当者、準備すべき書類、及び当日の流れ等について、当該介護保険施設等に通知する。

② 指導方法

運営指導は、指導指針を基本とし、区が、第3条各号列記に定める介護保険施設等から、原則として標準確認文書を基に標準確認項目についてのみ確認を行う。ただし、当該介護保険施設等が第13条に定める監査の対象と認められた場合は、この限りでない。

③ 標準確認文書

区は、標準確認文書において、利用者へのケアの質を担保する観点から、当該利用者に係るサービス提供記録等の確認を行う。この場合において、確認を行う利用者の記録は特に必要とする場合を除き、原則として3名以内とする。ただし、居宅介護支援事業所については、原則として介護支援専門員1人につき、1名又は2名の利用者につき記録の確認を行うものとする。

④ 指導結果の通知等

運営指導の結果、改善を要すると認められる事項及び介護報酬について、過誤による調整を要すると判断された場合には、後日、運営指導結果通知書（様式1）によりその通知を行うものとする。

⑤ 報告書の提出

当該介護保険施設等に対して、書面で通知した事項について、通知後30日以内に、改善状況報告書（様式2）により報告を求めるものとする。

⑥ 指導体制

2名以上の指導班を編成する。

（調査書等の提出）

第9条 運営指導にあたり、介護保険施設等に対してあらかじめ指導に必要な書類の提出を求めることができる。この場合において、求めることのできる書類は、原則として運営指導の前年度から直近の実績に係る書類1部とし、区が既に保有している文書については再提出を求めない。ただし、当該介護保険施設等が第10条に定める監査の対象と認められた場合は、この限りでない。

（指導にかかる留意事項）

第9条の2

- 2 区は、運営指導にあたり、介護保険施設等に対しては法令及び基準に照らして客観的な指導を行うよう心がけ、担当者の主観による指導及び当該介護保険施設等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導は行わない。
- 3 個々の指導内容については具体的な状況及び理由をよく聴取し、根拠規定及び当該既定の趣旨等について丁寧な説明を行ったうえで、改善が必要な事項に対する指導及びより質の高いケアを促す助言等について、介護保険施設等との共通認識が得られるよう配慮する。
- 4 介護サービスの質の向上を目指す観点から、区は、効果的な取り組みを行っている事業者又は事業所については積極的に評価し、他の事業者又は事業所へ紹介する等、指導の手法について工夫を行う。

（監査への変更）

第10条 運営指導中に次に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行うものができることとする。

- (1) 介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認め

られる場合

- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(監査方針)

第11条 監査は、介護給付等対象サービスの内容について、指定取消し等の各規定に該当する内容であると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合（以下、「指定基準違反等」という。）、又は介護報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合（以下、「人格尊重義務違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを方針とする。

(監査の選定基準)

第12条 監査は、次に掲げる情報等から指定基準違反等があるときに行うものとする。

(1) 要確認情報

- ① 通報、苦情、相談等に基づく情報
- ② 人格尊重義務違反等の情報
- ③ 国民健康保険団体連合会（以下、「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ④ 連合会及び保険者からの通報情報
- ⑤ 介護保険適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- ⑥ 介護サービスの情報の公表に係る未実施情報

(2) 運営指導において確認した情報

法第23条により指導を行った場合に、区が確認した介護保険施設等に係る指定基準違反等及び人格尊重義務違反等

(監査方法等)

第13条 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、介護保険施設等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下、「実地検査等」という。）を行うものとする。

2 指定権限が都道府県にある介護保険施設等（法第76条、第90条及び第115条の7並びに旧介護保険法第112条）及び都道府県が開設許可を与えるサービス事業者等（法第100

条及び第114条の2)について、実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を都道府県に行うものとする。

この場合において、当該介護保険施設等の介護給付対象サービスに関して、複数の区市町村に関係があるときには、都道府県が総合調整を行うものとする。

3 指定基準違反等を認めるときは、書面により都道府県に通知を行うものとする。

この場合において、都道府県と区が同時に実地検査等を行っているときには、当該通知を省略することができるものとする。

(行政上の措置)

第14条 監査後の行政上の措置は、次に定めるところによる。

(1) 勧告

- ① 介護保険施設等が豊島区の条例及び厚生労働省令で定める人員、設備及び運営に関する基準に違反したことが確認された場合、法第78条の9、第83条の2、第115条の18及び第115条の28の規定に基づき当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、書面により基準を遵守すべきことを勧告することができる。
- ② ①の規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- ③ ①の規定による勧告をした場合において、当該介護保険施設等に対して、期限内に書面により報告を求める。

(2) 命令

- ① 前号の規定による勧告を受けた介護保険施設等が正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、法第78条の9、第83条の2、第115条の18及び第115条の28の規定に基づき当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。
- ② ①の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。
- ③ ①の規定による命令をした場合において、当該介護保険施設等に対して期限内に書面により報告を求める。

(3) 指定の取消し等

法第78条の10、第84条、第115条の19及び第115条の29のいずれかに該当する場合においては、当該介護保険施設等に係る指定を取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすることができる。

(4) 行政上の措置の公表等

監査の結果、前号の規定による指定取消し等の処分を行ったときは、法の規定に基

づき速やかにその旨を公示する。

この場合において、法第78条の11第4号及び第115条の20第3号に該当する場合は、その旨を東京都知事に対し届け出る。

(聴聞等)

第15条 監査の結果、当該介護保険施設等が、取消し処分等に該当すると認められる場合は、監査後、取消し処分等の予定事業者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行う。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は通用しないものとする。

(経済上の措置)

第16条 監査後の経済上の措置は、次に定めるとおりとする。

- (1) 監査の結果、介護給付等対象サービスの内容又は介護保険報酬の請求に関し、不正又は不当の事実が認められ、これに関する返還金が生じた場合には、法第22条第3項に基づき不正利得の徴収等を行うものとする。
- (2) 連合会に連絡し、当該介護保険施設等に支払うべき介護報酬から前号に規定する返還金を控除させるよう措置するものとする。
- (3) 返還金の対象となった介護報酬に係る要介護者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合には、監査対象となった介護保険施設等に対して、当該自己負担額における過払いを要介護者等に返還するよう指導するものとする。

(指定取消し等の処分ができる事由)

第17条 指定基準に従った適正な運営が行われておらず、指定取消し等処分ができる事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 法第78条の10第1項各号に該当する場合
- (2) 法第84条第1項各号に該当する場合
- (3) 法第115条の19第1項各号に該当する場合
- (4) 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合

(都道府県への通知)

第18条 指導又は監査を行った結果、次に該当すると認める時は、その旨を当該介護保険施設等の所在地の都道府県知事に通知する。

- (1) 法第74条第1項、第88条第1項、第97条第2項、第111条第2項及び第115条の4第1項で定める員数を満たしていない場合
- (2) 法第74条第2項、第88条第2項、第97条第3項、第111条第3項及び第115条の4

第2項並びに旧介護保険法第110条第2項に規定する基準に従った適正な運営がなされていない場合

- (3) 法第77条第1項、第92条第1項、第104条第2項、第114条の6第2項及び第115条の9第1項各号並びに旧介護保険法第114条第1項のいずれかに該当する場合
- (4) 法第100条第3項及び第114条の2第3項に該当する場合
- (5) 法第70条第9項の規定により指定を行うに当たって付された条件に従わない場合
- (6) 法第74条第5項、第88条第5項、第97条第6項、第111条第6項、第115条の4第5項に規定する便宜の提供を行っていない場合

(区市町村への通知)

第18条の2 指導又は監査を行った結果、次に該当すると認める時は、その旨を当該事業所の所在地の区市町村長に通知する。

- (1) 法第81条第1項で定める員数を満たしていない場合
- (2) 法第81条第2項に規定する基準に従った適正な運営がなされていない場合
- (3) 法第84条第1項各号のいずれかに該当する場合
- (4) 法第81条第5項に規定する便宜の提供を行っていない場合

(関係機関等との連携)

第19条 指導の効果を高めるために、東京都及び他の保険者並びに連合会との連携を図るものとする。

2 指導等の実施状況等については、必要に応じて厚生労働省及び東京都に報告するものとする。

(情報提供)

第20条 指導結果の通知、勧告及び命令を行った場合は、その内容について介護保険施設等の事業活動区域に該当する他の区市町村（保険者）への情報提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(様式1)

運営指導結果通知書

年 月 日 () 実施

：(事業所名)

項目	改善を要する事項
その他	気づいた点

(様式2)

改善状況報告書

事業所名：_____

事業種別：_____

作成担当者：_____

項 目	改善状況または方策	改善時期